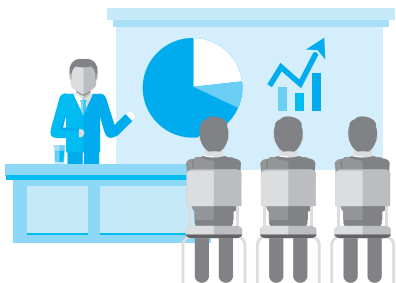


会議報告



企業会計基準委員会 専門研究員
ほうがく みつはる
豊岳 光晴

IFRS解釈指針委員会 会議概要

1 はじめに

本稿では、2016年11月8日に開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「解釈指針委員会」という。)会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2 2016年11月の解釈指針委員会会議の概要

2016年11月に開催された解釈指針委員会会議では、次の事項が議論された。

(1) 継続的検討事項

- ① IAS第12号「法人所得税」：法人所得税務処理に関する不確実性
- ② IFRS第9号「金融商品」：認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換

(2) 年次改善に関する検討

IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」：認識の中止の目的上の「10%テスト」に含まれる手数料及びコスト

(3) アジェンダ決定案に関する検討

- ① IFRS第10号「連結財務諸表」：投資企業と子会社

- ② コモディティ・ローン

- ③ IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：ファンド・マネージャーによる重要な影響力の評価

(4) アジェンダ決定案の最終化に関する検討

- ① IAS第12号「法人所得税」：耐用年数を確定できない無形資産の予想される回収方法

- ② IAS第32号「金融商品：表示」：可変数の親会社株式で決済される非支配持分に対する売建プット・オプション

(5) 最近公表された基準における要求事項に関する検討

- ① IFRS第9号「金融商品」：対称的な「メイク・ホール(make whole)」及び公正価値による期限前償還オプションが、「元本及び利息の支払のみ」(SPPI)の要件の評価に与える影響

- ② IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」及びIFRS第9号「金融商品」：子会社が売却目的で保有されている場合の当該子会社の取引へのIFRS第9号の適用

(6) その他の事項

- ① 適用後レビュー：IFRS第13号「公正価値測定」

② 解釈指針委員会の仕掛案件のアップデート

以下では、上記のうち、我が国の関係者の間で、比較的、関心が高いと考えられる(3)①から③に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等について紹介する。

3 IFRS第10号「連結財務諸表」:投資企業と子会社

(1) 論点の概要

解釈指針委員会は、投資企業に関する要求事項(子会社を有する投資企業における子会社の連結要否の評価を含む。)について明確化を求める要望を受けた。要望書の提出者は、IFRS第10号における投資企業の連結の例外規定を適用するにあたり、実務上のばらつきが生じる可能性を識別しており、次に示す4点について質問している。

① 質問 1

投資企業の定義を満たすものの、投資企業の典型的な特徴のすべてを有していない子会社は投資企業に該当するのか。

② 質問 2

投資企業の定義のうち、「投資者に投資管理サービスを提供する」とは、第三者に当該サービスの提供を外部委託する子会社でも該当するのか。

③ 質問 3

子会社が、受益所有者として自らの投資ポートフォリオを有する以外の活動を行っていない場合、当該子会社は「子会社を有する投資企業」の投資活動に関連するサービスを提供しているといえるか。

④ 質問 4

投資企業は、どの程度まで投資に関連するサービスを自社で又は子会社を通じて第三者に提供できるのか。

(2) アジェンダ決定案の概要

2016年11月の解釈指針委員会会議で議論を行った結果、解釈指針委員会は、次に示す分析結果を踏まえ、4つの質問事項のそれぞれの状況において、IFRS第10号は企業が適切な会計処理方法を決定できる十分な基礎を提供しているとして、本論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表した。

① 質問 1

IFRS第10号の第27項は、企業が投資企業に該当するために有していなければならない3つの要素を列挙している。IFRS第10号の第28項は、企業が第27項における3つの要素を有しているかどうかを判定する際に考慮する典型的な特徴を列挙しており、これらの特徴のいずれかが欠けていても必ずしも企業が投資企業に該当しなくなるわけではないと述べている。

したがって、IFRS第10号の第27項における投資企業の定義の3つの要素を有している企業は投資企業であると結論を下した。

② 質問 2

IFRS第10号の第27項(a)は、投資企業が投資者に投資管理サービスを提供していることを要求しているが、企業がどのように投資管理サービスを提供するかについては定めていない。

したがって、投資者への投資管理サービスの提供に責任を負っている投資企業は、自らに代わって第三者をこれらのサービスの一部又は全部の履行に従事させることができると結論を下した。

③ 質問 3

2014年3月の解釈指針委員会会議において、子会社が投資を税務の最適化の目的で保有していて当該子会社の中に活動が何もない場合には、当該子会社は投資に関連したサービス又は活動を提

供していないという結論を記載したアジェンダ決定を公表している。

同様に、投資企業は受益所有者としての子会社による投資の保有を、親会社である投資企業の投資活動に関連するサービスとは考えないと結論を下した。

④ 質問 4

IFRS第10号のB85C項は、投資企業は、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、投資者のほか第三者に提供していてもよいと述べている。

したがって、投資企業は、投資に関連するサービスが自らの中心的な投資活動に付随するものであり、投資企業の事業目的を変えないものである限り、投資関連サービスを自ら又は子会社を通じて、第三者に提供することは可能であると結論付けた。

(3) 今後の予定

本論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案は、2017年1月27日までコメントを募集している。解釈指針委員会は、2017年3月以降の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

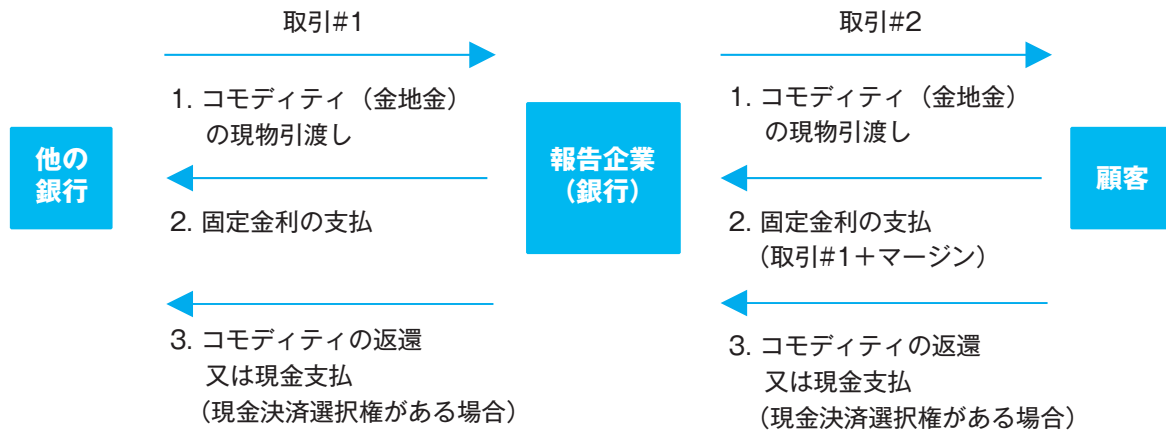
4 コモディティ・ローン

(1) 論点の概要

解釈指針委員会は、コモディティ・ローン取引をどのように会計処理すべきかに関して要望を受けた。本論点で想定されているコモディティ・ローンとは、次のような取引である。

企業が第三者である貸手からコモディティ(代替可能なもの)を借り受ける(次頁の図表1の取引#1)。コモディティの現物受領時に法的所有権も移転するが、契約当初には支払は行われず、契約期間

[図表1] 想定されている取引



にわたり貸手に対して金利相当の固定報酬を支払い、契約期間満了時に同種かつ同品質のコモディティを返還する(又はスポット価格に基づく現金決済を行う)義務を負う。その一方で、企業は前述の取引とは逆に自らが貸手となり、自身の報酬分を上乗せして前述の取引と類似の取引を顧客との間で行う(図表1の取引#2)。

要望書の提出者によれば、コモディティ・ローンの会計処理について次の2つの見解がみられるとしている。

① 見解1:資産及び負債を認識する

見解1では、企業は借手から回収するコモディティを資産、貸手にコモディティを返還する契約上の義務を負債として、それらの双方を認識すべきとされる。このアプローチを採る企業は、一般に、当該コモディティ取引をIAS第2号が適用される棚卸資産に関連する取引として会計処理する。

② 見解2:資産及び負債を認識しない

見解2では、企業はコモディティの授受を資産及び負債として会計処理せず、契約当初に決定された貸手に支払う固定金額の報酬を契約期間にわたって費用処理するとともに、借手から受け取る報酬を収益処理するのみである。このアプローチは、当該コモディティ取引を証券貸借取引に類似するものとみる見解に基

づくものである。

(2) アジェンダ決定案の概要

2016年11月の解釈指針委員会会議で議論を行った結果、解釈指針委員会は、次に示す分析結果を踏まえ、この問題を現行のIFRS基準の範囲内で効率的に解決することは困難であり、狭い範囲の基準設定活動により対応を行うことは企業にとって限定的な便益しかなく、意図しない結果を生じるリスクが高いことから、本論点をアジェンダに追加しないとす

るアジェンダ決定案を公表した。

① 解釈指針委員会は、要望書における一連の取引は、どのIFRS基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した¹。ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は会計方針を策定して当該取引に適用する際に、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用する。IAS第8号を適用して策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならない。

- (i) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、
- (ii) 信頼性がある。

② 解釈指針委員会は、企業がIAS第8号を適用して会計方針を策定する際に、「財務諸表のどこにも表示され

ていないが、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供する」注記を求め、IAS第1号の第112項(c)の要求事項が関連する可能性があることに着目した。コモディティ取引の会計処理及び関連するリスクの理解に目的適合性がある情報を提供するために追加的な開示が必要とされる場合は、前述の状況に該当する。

(3) 今後の予定

解釈指針委員会は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

5 IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」: ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価

(1) 論点の概要

解釈指針委員会は、ファンド・マネジャーが自身で管理し、直接投資を有するファンドに対し、IFRS第10号「連結財務諸表」の評価に基づく代理人であるため支配を有していないと判断される場合に、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に定められる重要な影響力を有しているか否かを評価すべ

きか、また、評価するとした場合に、どのように評価すべきかについて明確化を求める要望を受けた。

(2) アジェンダ決定案の概要

2016年11月の解釈指針委員会会議で議論を行った結果、解釈指針委員会は、次に示す分析結果を踏まえ、この問題を現行のIFRS基準の範囲内で効率的に解決することは困難であるため、本論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表した。

① ファンド・マネジャーは、管理しているファンドに対して重要な影響力を有しているかどうかを、IAS第28号に従って評価することとなる。しかしながら、IAS第28号は重要な影響力の評価において、代理人としての意思決定権限が影響を与えるか否か、あるいは、どのように影響を与えるかを考慮していない。仮に、本論点に対応して何らかの要求事項を開発する場合には、IAS第28号の重要な影響力の定義の包括的

な見直しが必要となる。

② なお、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の第7項(b)は、他の企業に対する重要な影響力を有しているかどうかを判定する際に行った重要な判断及び仮定に関する情報の開示を企業に要求している。

(3) 今後の予定

解釈指針委員会は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

<注>

1 ただし、解釈指針委員会は、コモディティに関するある取引（例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入）には、特定のIFRS基準が適用される可能性があるとしている。